

江戸川区 障害児通所事業所 指定の流れ

手続きの流れ

スケジュール

① 江戸川区の現在のニーズを確認。

【問い合わせ先】 障害者福祉課 計画調整係 TEL:03-5662-0044

② 東京都主催の直近の障害児通所支援事業所の「指定協議説明会」に申込のうえ、管理者候補者等が出席。**※「指定協議説明会」に出席後から③へ進みます。**
(**管理者候補者の出席は必須**。児童発達支援管理責任者候補者が決まっている場合は原則出席。)

【問い合わせ先】 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課
児童福祉施設担当 施設サービス支援課 児童福祉施設担当

③ 江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係(以下、「事業者支援係」という)に電話相談後、事前調査票を提出。

【提出・問い合わせ先】 事業者支援係 TEL:03-5662-0712

④ 事前調査票に基づく面談及び、建物、児童発達支援管理責任者の要件確認等を行う。
※建物、児童発達支援管理責任者の要件確認は、事前に行う場合もあります。

⑤ 管理者及び児童発達支援管理責任者の面談。

⑥ 申請書類の審査。
※最短で1か月程度かかります。

⑦ 申請書類を整えて、江戸川区へ提出。
施設の内装等の工事完了。

⑧ 現地確認。

⑨ 上記の手続きの完了後、指定希望月1日付で指定通知書を送付
事業開始。

②年4回
実施予定
4・8・11・2月頃

③説明会后
～
指定希望4か月前

④～⑥
事前調査票
提出後
～
指定前々月

⑦指定前々月末まで

⑧指定前月

同時に行う場合
もあります。

※【重要】物件の建築前又は賃貸物件の契約締結前に必ず図面等のご相談を事業者支援係に行ってください。

※事前調査票の面談を行ってから1か月以上ご連絡が無い場合は、取り下げたものとみなし、新たに事前調査票の提出をお願いすることがあります。あらかじめご承知おきください。